

回 覧 令和6年9月15日（三股町）代表☎：52-1111

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

【分類】	【No.】	【内容】
〈募 集〉	1	◆「三股町ふるさとまつり」の出店者を募集します
	2	◆「第8回 みまたん霧島パノラマまらそん」の協賛を募集します
	3	◆町営住宅の入居者を募集します【11月1日入居分】
〈お知らせ〉	5	◆町学校給食会のパート職員を募集します
		◆自宅・事業所へ太陽光発電システムの設置を考えているへ！ 三股町再生可能エネルギー導入促進事業補助金のご案内
	7	◆令和7年度新入学予定児童の健康診断を行います ◆長田・梶山に移住・定住する人などに「奨励金」を交付しています
	9	◆「ハロウィンジャンボ宝くじ」、「ハロウィンジャンボミニ」が発売されます ◆赤い羽根共同募金のご協力をお願いします
	10	◆10月11日(金)は献血バスによる献血を行います
	11	◆「みまたん創業スクール」を開催します！
	12	◆高齢者安全運転支援事業(踏み間違い防止)を行っています

◆子育て支援を「ふるさと納税」で充実させよう

3つの「無料化」の実現を目指そう!!

- 3歳未満児の「保育料」
- 町小中学校の「給食費」
- 高校生までの「医療費」



町ふるさと納税
Instagram



町公式サイト

今後も充実した子育て支援事業を継続できるよう、本町以外にお住まいのご家族、ご親戚、知人、友人などに対し「ふるさと納税」を通じて三股町を応援していただくよう「お声掛け」をお願いします。

ふるさと納税推進室

【分類】	【No.】	【内容】
〈お知らせ〉	13	◆「世界骨粗しょう症デー in 都城2024」が開催されます ◆家内労働(内職)情報をお知らせします
		◆心身障害者福祉手当の交付申請を受け付けます
〈保健と福祉〉 (一般)	14	◆令和6年度から介護給付費通知を廃止します
		◆令和6年度から介護給付費通知を廃止します
〈保健と福祉〉 (高齢者)		◆令和6年度から介護給付費通知を廃止します
		◆令和6年度から介護給付費通知を廃止します
〈農林畜産業関連〉	15	◆畜産農家の皆さんへ 毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です
		◆畜産農家の皆さんへ 毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です
〈相 談〉		◆「休日(土曜日)無料公証相談」を実施します
	16	◆「行政相談」を実施します ◆「人権相談」を実施します
	17	◆「消費生活無料法律相談」を実施します ◆「無料法律相談」を実施します ◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

September



◆「三股町ふるさとまつり」の出店者を募集します

「第32回三股町ふるさとまつり」を、11月9日(土)、10日(日)に町ふれあい中央広場、元気の杜広場で開催します！

出演者の募集やプログラムなど、まつりの詳細な情報は町公式観光サイトで確認することができます。



町公式観光サイトはこちらから

●出店者を募集します

- 日 時 = 11月9日(土) 正午～午後8時30分
(搬入:午前7時～11時)※時間厳守！
- 11月10日(日) 午前9時～午後5時
(搬入:午前6時20分～8時30分)※時間厳守！
(搬出:午後5時30分～8時)※時間厳守！

- 場 所 = ふるさとまつりメイン会場(町ふれあい中央広場)
※民主団体とマルシェは、サブ会場(元気の杜広場)への出店となる場合があります。
※搬入・搬出時間を厳守してください(時間外は会場内への車の乗り入れはできません)。
※テントは実行委員会で設営します。
※売台は各自準備をお願いします。

【A. 出店事業者】

- 出店資格 = 町内に事業所がある、または町内在住の事業者であること。
(事業者ではない人や名義貸しによる出店などの違反が判明した場合には、次回以降の出店をお断りします)
※まつり時間中は全て営業することとし、火気を使用する場合は消火器の用意・設置をしてください。
※町内事業者を優先とし、町内事業者で枠が埋まらなかった場合は町外事業者の出店を認めます。
※キッチンカーによる出店も可能です。
- 小 間 料 = テント付・・・1小間 1万2,000円(2日間の合計額)
※申し込み最大小間数は、2小間です。
キッチンカー・・・1台 1万円(2日間の合計額)



- 応募期間 = 9月17日(火)～27日(金)
- 申 込 先 = 町商工会 ☎:52-2226

【B. 民主団体】

- 出店資格 = 各種団体、民主団体など ※原則、まつり時間中は出店すること。
- 小 間 料 = 団体(販売する場合) 1小間 6,000円(2日間の合計額)
団体(販売しない場合) 無 料
- 応募期間 = 9月17日(火)～10月4日(金)
- 申 込 先 = 企画商工課 商工観光係(☎:52-9085)

※【A.出店事業者】、【B.民主団体】で出店を希望する人は、
10月17日(木)に町役場で開催する出店者説明会に必ず出席してください。

【C. みまたんマルシェ】

- 日 時 = 11月9日(土) 正午～午後5時
11月10日(日) 午前9時～午後5時
※小間数に限りがありますので早めに申し込みください。
※町外在住者の申し込みは9月30日(月)から受け付けます。
※町内在住者を優先とします。
- 場 所 = ふるさとまつり会場内(町ふれあい中央広場) ※予定
- 小 間 料 = 会場使用料として受付時に1区画当たり1日2,000円。
※未成年者の出店は、保護者の同意が必要です。
※出品物には条件があります。
※申し込み小間数は両日1区画を原則とします。
- 応募期間 = 9月17日(火)～10月4日(金)
- 申 込 先 = 企画商工課 商工観光係(☎:52-9085)

★お申し込み・お問い合わせは、
ふるさとまつり実行委員会事務局(企画商工課 商工観光係 3階②番窓口)
☎:52-9084(直通)をお願いします。

◆「第8回 みまたん霧島パノラマまらそん」の協賛を募集します

「第8回みまたん霧島パノラマまらそん」開催にあたり、大会趣旨にご賛同のうえ、協賛(協賛金・協賛物品)をいただける企業・団体を募集します。皆さまからの温かいご支援をお願いいたします。

■特典 =

①大会プログラム(参加者・関係者に配布)に広告ページを掲載

※サイズは次の表のとおり

協賛金または協賛物品	サイズ
10万円以上	黒一色/A4 1ページ
5万円以上～10万円未満	黒一色/A4 1/2ページ
3万円以上～5万円未満	黒一色/A4 1/3ページ
2万円以上～3万円未満	黒一色/A4 1/4ページ
2万円未満	黒一色/A4 1/6ページ

②「第8回みまたん霧島パノラマまらそん」公式サイトに、協賛企業・団体の「バナー広告」を掲載

■協賛のお申し込み方法 =

協賛申込書(事務局備え付け)を実行委員会へ郵送、ファクス、メールなどの方法で送信ください。

■協賛申込受付期間 = 10月31日(木)まで

■その他 =

○協賛物品の場合、事前に実行委員会事務局までご連絡ください。内容によってはお受けできない場合があります。協賛物品は、なるべく常温で保存ができ、軽量なものをお願いします。

○公序良俗に反するおそれのあるもの、政治性および宗教性のあるもの、法令・政令などの規定に違反または違反するおそれのあるもの、その他実行委員会がふさわしくないと判断したものなど、協賛を受理できない場合がありますのでご注意ください。

○本大会がやむを得ない事情(地震、事件、事故、その他不測の事態)で中止になった場合でも、協賛金・協賛物品の返還は行いません。

●「第8回 みまたん霧島パノラマまらそん」出場者募集!

本年度も町立文化会館をスタート・ゴールに「みまたん霧島パノラマまらそん」を開催します。ご家族や友人、勤務先・グループの仲間をお誘い合わせのうえ、ふるってご参加ください。詳しくは、公式サイトをご確認ください。

■開催日 = 令和7年1月26日(日) 雨天決行

種目		定数	参加費
ハーフ(高校生以上)		1,000人	一般:5,000円
2km	ファミリー (保護者1人と 小学生以下)	100組	2人:4,000円、3人:5,000円 4人:6,000円
	小学生	300人	1,500円
3km(中学生以上)		300人	一般:3,500円 中学生:1,500円
5km(中学生以上)		300人	一般:3,500円 中学生:1,500円

■申込期間 =

9月20日(金)～11月17日(日)

※募集期間内であっても、定数になり次第、募集終了となります。

■申込方法 =

○インターネット

○郵便振替

○ふるさと納税(町外居住者に限ります)

返礼品として、先着50人にハーフマラソンの出走権を贈呈します。

★お問い合わせは、

〒889-1902 宮崎県北諸県郡三股町五本松8-1

みまたん霧島パノラマまらそん実行委員会

(町教育委員会 教育課 スポーツ振興係 (町中央公民館内))

☎:0986-52-9312 ファクス:0986-52-9724

メール:sports@town.mimata.lg.jp お願いします。



◆町営住宅の入居者を募集します【11月1日入居分】

町営住宅の一部に空室がありますので、入居者の募集を行います。申込方法、申込資格や選考方法などは、申込書類を配付するときに都市整備課窓口で説明します。

■申込資格 =

- ①現在、住宅に困っていることが明らかな人であること。
※原則として、公営住宅に住んでいる人や持ち家がある人は、申し込みできません。
- ②現在、同居している、または同居しようとする親族(婚約者を含む)がいること。
※婚約中の人は、申込日から3カ月以内に結婚(入籍)することが条件です。
※離婚予定者(別居中・離婚調停中の人)は申し込みできません。
例外として、以下の3項目のいずれかに当てはまる場合は、単身者でも申し込みできます。
 - ・60歳以上の人
 - ・生活保護を受給している人
 - ・身体障害者手帳(1級～4級)などの交付を受けている人**※単身者は、東原団地(2K)のみ申し込みができます。**
- ③市町村民税など、全ての税の滞納がないこと。
- ④世帯の所得月額が15万8,000円以下であること。
(公営住宅入居資格収入基準)
※裁量世帯(未就学児がいる世帯など)は、所得月額の上限が21万4,000円以下となる場合もあります。
※基準額は月額です。
- ⑤暴力団の構成員でないこと。
- ⑥自治公民館組織に必ず加入し、団地での共同生活ができる人。

■申込書類の配付・受け付け =

	申込書類の配付	申し込み受け付け
期 間	9月13日(金)～10月4日(金) (土曜・日曜・祝日を除く)	10月2日(水)～4日(金)
時 間	午前8時30分～午後5時	
場 所	町役場 都市整備課 建築係(2階 ③番窓口)	

※申込書には添付する書類が多数あります。

■抽 選 会 =

申込書類審査合格者のみ抽選会に参加できます。

抽選日時 … 10月16日(水) 午前10時～

抽選会場 … 町役場4階 第1会議室

※ひとり親世帯、障がい者世帯などの優先世帯対象者で、一定の要件を満たす人は当選倍率の優遇があります。

■募集団地一覧 =

次のページ以降に掲載しています。

※家賃は申込者の収入などで異なります。

○随時募集実施中

申し込み順に受け付けを行う随時募集も実施しています。また、今回の募集住宅の中で、応募者がいない一部の住宅は、11月1日(金)から随時募集に切り替えます。

★お問い合わせは、

都市整備課 建築係(2階 ③番窓口)

☎: 52-9066(直通)をお願いします。

■定期募集团地一覧【令和6年11月1日入居分】

※RC:鉄筋コンクリート

※○=あり、×=なし

団地名	小学校区	構造	建築年度	戸数	階数	部屋号数	間取り	家賃(円)	共益費	エレベーター	駐車場使用料	下水道使用料	シャワー	網戸	備考	
唐橋第2	三股西	RC造 4階建て	S59	1	2階	28	3DK	16,400~ 24,500	○	×	×	○	○	×		
中原	三股西	RC造 3階建て	H17	1	3階	A-20	2DK	19,900~ 29,700	○	○	○	○	○	○		
		RC造 3階建て	H18	1	2階	C-69	3LDK	25,300~ 37,700	○	○	○	○	○	○	○	※4人以上
				1	3階	C-80	2DK	20,000~ 29,800	○	○	○	○	○	○		
				1	3階	C-81	3LDK	25,300~ 37,700	○	○	○	○	○	○	※4人以上	
		RC造 2階建て	H20	1	1階	E-105	3LDK	25,300~ 37,700	○	×	○	○	○	○	○	※4人以上
				1	2階	E-114	3LDK	25,300~ 37,700	○	×	○	○	○	○	○	※4人以上
塚原	三股	RC造 3階建て	H24	1	1階	B-49	3DK	19,400~ 29,000	○	○	○	○	○	○		
				1	3階	B-75	3DK	19,400~ 29,000	○	○	○	○	○	○	○	
東原	三股	RC造 3階建て	H30	1	2階	B-57	2LDK	21,200~ 31,600	○	○	○	○	○	○		
				1	3階	B-63	2K	16,100~ 24,000	○	○	○	○	○	○	○	※単身可

◆町学校給食会のパート職員を募集します



町学校給食会では、町立学校給食センターで働く人を募集しています。希望する人は町立学校給食センターまでお問い合わせください。

■仕事内容 =

- 調理の下処理業務：野菜を洗う、皮むきなど
- 片付け業務：食器(食器洗い機使用)・食缶、調理器具などの洗浄
- 洗濯業務：作業白衣の洗濯・乾燥
- 物資受け取りおよび調理にかかる業務

勤務時間	月曜～金曜 午前8時15分～午後4時 (休憩:午後0時15分～1時) 月に14日以内(学校の長期休業中は休み)
休 暇	週休2日(土曜・日曜)、祝日 学校の長期休業中(春休み、夏休み、冬休み) 有給休暇 年間5日(条件あり)
募集人員	1名
給 与	時給 952円 (各種手当・賞与なし)
雇用期間	契約日～令和7年3月31日 (社会保険・雇用保険・労災保険あり) ※契約を更新する場合があります。契約の更新は契約期間満了時の業務量・勤務成績・態度および能力により判断します。

■応募方法 =

学歴、経験、免許・資格、年齢は問いません。
町立学校給食センターまで、履歴書(市販のもの)を提出してください。

■選考方法 =

面接を行います。面接日などは、応募者に連絡します。

★お申し込み・お問い合わせは、

町学校給食会(町立学校給食センター) ☎:52-4610 にお願ひします。

お知らせ

◆自宅・事業所へ太陽光発電システムの設置を考えているへ！ 三股町再生可能エネルギー導入促進事業補助金のご案内

町は、脱炭素社会の実現に向け、本町における再生可能エネルギーの利用を促進し、温室効果ガスの排出削減を図るため、町内の個人住宅や事業所に太陽光発電システムなどを導入する人へ購入費の一部を補助しています。

※国や県の補助金との併用はできませんのでご注意ください。



■補助事業の期間 =

令和6年度～令和10年度(予定)の5年間で予定

※各年度、予算の限りがありますので、予算の残りの最新状況については、環境水道課 環境保全係へお問い合わせください。

■個人住宅向け =

導入パターン：1のみ、1と2、1と2と3、3のみ



1. 太陽光発電設備の導入について

補助金額	7万円/kWh ※町内の施工業者活用の場合は8万円/kWh
補助対象者	町内の個人用住宅に居住、または、居住を予定している人
主な補助要件	・FIT(固定買取価格制度)またはFIP(市場売電価格に上乗せされる制度)の認定を取得しないこと ※増設の場合は、卒FITしていること ・発電した電力について、30%以上の自家消費をすること

2. 蓄電池の導入について



補助金額	1/3以内(上限4.7万円/kWh)+2万円/kWh(上限10万円) ※産業用の容量は、上限5.3万円/kWh
補助対象者	町内の個人用住宅に居住、または、居住を予定している人
主な補助要件	・太陽光発電設備と併せて導入すること ・蓄電池の価格が、家庭用容量は14.1万円/kWh 以下、産業用容量は16万円/kWh 以下であること(工事費込み、税抜き)

3. 高効率給湯器への入替えについて

補助金額	1/2以内(上限30万円)
補助対象者	町内の個人用住宅に居住している人でエコキュートに更新する人
主な補助要件	従来の給湯器に対して30%以上の省CO2が図られること



個人向け補助事業の詳細は、
町公式サイトよりご確認ください ▶▶▶



■事業所向け =

導入パターン：1は必須で、2、3、4は事業所の実状により導入
補助対象者：町内に事業所を有して事業活動を行っている人
(法人、個人事業主など)

1. 太陽光発電設備の導入について

補助金額	5万円/kWh ※町内の施工業者活用の場合は6万円/kWh
主な補助要件	・FIT または FIP の認定を取得しないこと ※増設の場合は、卒FITしていること ・発電した電力について、50%以上の自家消費をすること

2. 蓄電池の導入について

補助金額	1/3以内(上限5.3万円/kWh) ※産業用の容量は、上限5.3万円/kWh
主な補助要件	・太陽光発電設備と併せて導入すること ・蓄電池の価格が、家庭用容量は14.1万円/kWh以下、産業用容量は16万円/kWh以下であること(工事費込み、税抜き)

3. EV(電気自動車)などの導入について

補助金額	蓄電容量×2万円
主な補助要件	・太陽光発電設備と併せて導入すること ・対象車両は、「CEV 補助金」の「補助対象車両一覧」の銘柄に限る

4. 充電・充放電設備の導入について

補助金額	1/2以内
主な補助要件	・太陽光発電設備と併せて導入すること ・対象設備は、「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の銘柄に限る

事業所向け補助事業の詳細は、
町公式サイトよりご確認ください ▶▶▶



<町内事業所向け> 省エネ診断のご案内

町内の中小企業および個人事業主に対する省エネ化の支援として、省エネ診断に係る経費についても全額補助しています。**実質ゼロ円で受診**ができますので、省エネによるコスト削減や再生可能エネルギー設備導入のきっかけとして、ぜひご活用ください。

エネ診断補助事業の詳細は、
町公式サイトよりご確認ください ▶▶▶



売電価格は下がっており、買電価格は上がっています。電気料金が高騰する中、つくった電気は売電するよりもご自身で使った方がお得(エネルギーの地産地消)です。
また、蓄電池を同時に導入すると、災害時などで停電の際にも電気が使えます。



★お問い合わせは、

環境水道課 環境保全係(2階 ④番窓口) ☎:52-9082(直通)
にお願いします。

◆令和7年度新入学予定児童の健康診断を行います

令和7年4月に小学校に入学する児童の健康診断を行います。
詳しくは、保護者に直接案内を郵送しますので、ご確認ください。

学校名	実施日(場所)	受付時間
勝岡小学校	10月4日(金) (勝岡小学校体育館)	午後1時30分～1時50分
三股小学校	10月9日(水) (三股小学校体育館)	
三股西小学校	10月10日(木) (三股西小学校体育館)	
梶山小学校 宮村小学校 長田小学校	10月18日(金) (町健康管理センター)	

※宮村小学校入学予定児童は、健康診断終了後、標準服の採寸などを行います。



★お問い合わせは、
町教育委員会 教育課 学校教育係(中央公民館内)
☎:52-9314 にお願ひします。

◆長田・梶山に移住・定住する人などに「奨励金」を交付しています

町内には、将来、人口減少が心配される小学校区(長田・梶山の各小学校区)があります。町ではこうした過疎地域へ移り住む人に、4種類の「過疎地域定住促進奨励金」を交付しています。詳しい内容・条件などはお問い合わせください。

1. 新築・購入奨励金

■対象 = 次の①～③の条件を全て満たす人

- ①過疎地域外(町内外を問いません)から過疎地域へ引っ越した人
※それまで2年以上継続して過疎地域以外に居住していた人に限ります。
- ②夫婦の年齢合計が満100歳までの人
※父子、母子の場合は世帯主の年齢が満50歳までの人
- ③引っ越ししてから前後1年以内に70平方メートル以上の住宅を建築・購入した人

■交付額 = ※3年かけて交付します。

	交付総額	うち1年目	2年目	3年目
小学生以下を扶養	80万円	40万円	30万円	10万円
上記以外	40万円	20万円	10万円	10万円

※扶養の有無は初回申請時点で判断します。

2. 転入・転居奨励金

■対象 = 次の①～②の条件を全て満たす人

- ①過疎地域外(町内外を問いません)から過疎地域に引っ越した人
※それまで2年以上継続して過疎地域以外に居住していた人に限ります。
- ②小学生以下を扶養している人

■**交付額** = ※3年かけて交付します。

小学生以下の扶養人数	交付総額	うち1年目	2年目	3年目
1人	10万円	3万円	3万円	4万円
2人	15万円	5万円	5万円	5万円
3人以上	20万円	6万円	6万円	8万円

※扶養の人数は初回申請時点で判断します。

1.2の注意事項

- ・2年目、3年目にも手続きが必要です。あらためて役場から通知します。
- ・交付を受けるには申請が必要です。
- ・引っ越してから6カ月を経過しなければ申請できません。
- ・申請できるようになって(基準日)から、6カ月以内に申請をしてください。
- ・交付にはほかにも条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

3. 定住奨励金

■**対象** = 次の①～③の条件を全て満たす人

- ①過疎地域から過疎地域へ転居した人、もしくはもともと過疎地域に住んでいる人で、70平方メートル以上の住宅を新築または購入した人
- ②夫婦の年齢合計が満100歳までの人
- ③小学生以下を扶養している人

■**交付額** =

	交付総額	交付上限額	備考
1世帯につき	固定資産税相当額 ×3年	30万円 (10万円/年)	固定資産税の年税額を 完納後に申請。

3の注意事項

- ・固定資産税を初めて課税された年度の3月末日から6カ月以内に申請してください。

4. 長田小学校区内保育園奨励金

■**対象** = 長田小学校区内にある保育園に乳幼児を入園させ、卒園後は長田小学校への入学を予定している保護者

■**交付額** =

	交付総額	交付上限額	備考
乳幼児1人につき	保育園利用者負担額の2分の1	18万円/年 (1万5千円/月)	保育園利用者負担額の半年分を完納後に申請(年2回交付)。

注意! 令和5年4月1日から内容が一部変更となりました。

<変更点>

令和5年4月1日より「三股町土砂災害・洪水ハザードマップ」に指定されている土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域に建築された家屋は、命に危険を及ぼす土砂災害などが心配されるため対象外とします。



★お問い合わせは、

企画商工課 企画政策係(3階 ②番窓口) ☎:52-1114(直通)
にお願いします。

◆「ハロウィンジャンボ宝くじ」、「ハロウィンジャンボミニ」が発売されます

「ハロウィンジャンボ宝くじ」と「ハロウィンジャンボミニ」が、9月17日(火)から全国で2種類同時発売されます。

この宝くじの収益金は、市町村の明るいまちづくりや環境対策、高齢化対策など地域住民の福祉向上のために使われます。

■主な当せん金 =

「ハロウィンジャンボ」(発売総額360億円・12ユニットの場合)

○1等 … 3億円×12本

○前後賞各 … 1億円×24本

「ハロウィンジャンボミニ」(発売総額150億円・5ユニットの場合)

○1等 … 3,000万円×50本

○前後賞各 … 1,000万円×100本

■発売期間 = 9月17日(火)～10月17日(木)

■発売場所 = 全国の宝くじ売り場

※パソコンやスマートフォンなどインターネットでも購入できます!

■抽せん日 = 10月25日(金)

※昨年(第978回)のハロウィンジャンボ宝くじ(第978回全国自治宝くじ)、ハロウィンジャンボミニ(第979回全国自治宝くじ)の時効は10月31日(木)です。お忘れなく!

宝くじは、県内で買いましょう!

県内の売上げが地域の振興に役立てられています。

～宝くじの購入に便利な「宝くじ公式サイト」もご利用ください～



宝くじ公式サイト

宝くじがネットで購入できる!

宝くじの収益金は、明るく住みよいまちづくりに使われます 宝くじ公式サイト | Q

お問い合わせ先 | 宝くじコールセンター TEL 0570-01-1192 (ナビダイヤル 有料) TEL 011-330-0777 (有料)

★お問い合わせは、宝くじコールセンター

☎:0570-01-1192 または 011-330-0777 にお願ひします。

◆赤い羽根共同募金のご協力を願ひします



赤い羽根共同募金運動は昭和22年から始まり、運動創設78年目を迎えました。この運動は、私たちが安心して暮らせる地域をつくるため、「じぶんの町をよくするしくみ」として、その機能を果たしてきました。誰もが幸せに暮らせる町づくり、また、さまざまな助けを必要としている人たちのために役立てられるのが共同募金です。

集まった一人一人の善意が、やがて大きな輪になって地域の福祉を高めていくこととなります。本年は大変な状況ではありますが、皆さんからのご支援、ご協力を心より願ひします。

■運動期間(一般募金) = 10月1日(火)～12月31日(火)

■本年度の募金目標額 = 462万円

■募金の方法 = ①戸別(家庭)募金 ②法人(事業所)募金
③学校募金 ④イベント募金 など

※昨年度の募金額は、465万3,694円でした。ご支援、ご協力ありがとうございました。募金は次のように活用しました。

①お年寄りの福祉のために【福祉団体助成・社会参加助成事業】	30万円
②障がいのある人の福祉のために【障がい者団体助成事業社会参加支援事業】	22万円
③児童青少年の福祉活動および子どもたちの幸せのために【福祉協力校助成事業】	32万5,000円
④ボランティア活動・総合的な福祉活動(地域福祉事業)のために【小地域ネットワーク事業ボランティア育成研修事業】	162万0,694円
⑤歳末たすけあい【在宅要援護者の支援事業】	95万円
⑥県内の福祉のために【社会福祉施設の車輜等助成事業】	123万8,000円

■主催 = 県共同募金会三股町共同募金委員会

■主管 = 町社会福祉協議会

★お問い合わせは、町社会福祉協議会 ☎:52-1246 にお願ひします。

◆10月11日(金)は献血バスによる献血を行います

安全な血液製剤を安定して供給するために、献血へのご協力をお願いします。

期 日	10月11日(金)
時 間	午前9時30分～正午 午後1時30分～4時
場 所	町役場(1階ロビーで受け付けした後、献血車内で行います)

【事前予約のお願い】

待ち時間の短縮、混雑回避のため、事前予約のご協力をお願いします。

また、スケジュール管理にも役立ちます。

■事前予約の方法

- ①宮崎県赤十字血液センターのインターネット会員サイト
「ラブラッド」に会員登録して予約する。
「ラブラッド」への会員登録方法と予約方法は
県赤十字血液センターの公式サイトを確認してください。



「ラブラッド」への
ログイン、会員登録はこちら

- ②前日の午後5時までに電話で予約する。
宮崎県赤十字血液センター血液推進課
☎:0985-50-1800

■献血アプリ「ラブラッド」をダウンロード(無料)するとより便利です。

- 献血の予約
- 事前の Web 問診
- そのほか、うれしい特典満載



iOS



Android

前回(6月25日)の献血に協力した人数は次のとおりでした。

ありがとうございました。

献血の申し込みをした人	48人
400ミリの献血をした人	43人
献血ができなかった人(比重不足など)	5人

献血バスの流れについて



※当日の状況によって、やむを得ず予定時間が変更となる場合があります。

【400mL 献血基準】

<p>■年齢・体重 男性:17歳～69歳、女性:18歳～69歳 ※65歳以上は60歳～64歳に献血経験のある人に限る 体重:男女とも 50kg 以上</p>	<p>■出血を伴う歯科治療をした人へ 3日間献血ができません。 出血を確認していなくても歯石除去をした人も3日間献血ができません。</p>
<p>■3日以内にお薬を飲んだ人 お薬の名前を知らせてください。 献血可能なお薬と不可能なお薬 があります。</p>	<p>■食事と睡眠について 食事と睡眠は十分に取ってください。 食事抜き・睡眠不足の人は献血が できない場合があります。</p>
<p>■1年以内に予防接種を受けた人 予防接種の種類をお伝えください。 ※コロナワクチン(ファイザー・モデルナ)接種後48時間経過で献血可能 インフルエンザワクチン 接種後24時間経過で献血可能</p>	
<p>■その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1カ月以内に海外へ行った人は献血ができません。 ・1カ月以内にピアスの穴をあけた人は献血ができません。 ・今まで輸血・臓器移植を受けた人は献血ができません。 ・コロナウイルスに感染した人は約1カ月献血ができません。 (濃厚接触者の人は2週間) <p>上記以外にも献血には基準があります。不明な点はお問い合わせください。</p>	



★お問い合わせは、町健康管理センター ☎:52-8481(直通)をお願いします。

◆「みまたん創業スクール」を開催します！

新規開業を志している人や開業して5年未満の人を対象に、事業経営における基礎知識や新規開業時の事業計画の立て方などを学べる「みまたん創業スクール」を開催します。

■日 時 = 10月11日(金)・18日(金)・24日(木)・31日(木) 全4回
いずれも、午後6時30分～8時30分

■場 所 = 町商工会 会議室

■受講料 = 無料

■定 員 = 15人

■講座概要 =

①第1回 創業の心構えと人材育成

- ・創業の心構え、自らが実現したい創業のイメージ
- ・経営の原理原則を押さえた創業とは
- ・創業期の人の育て方
- ・従業員を雇用する手続き・注意点・労務管理

②第2回 販売戦略

- ・地域資源活用法について
- ・自分の商品・サービスの強み・弱み
- ・マーケティングと販路開拓
- ・WEBを活用した販促活動
- ・キャッシュレス決済活用法(JPQRなど)

③第3回 会計・税務の基礎知識と資金調達

- ・会計および税務の基礎知識
- ・創業時に必要な手続き
- ・資金繰りについて
- ・資金調達方法(創業融資・補助金など)

④第4回 ビジネスプランの策定方法

- ・創業ビジネスプランの位置づけ
- ・ビジネスプランの作成方法
- ・ビジネスプラン策定の具体例

■申し込み =

10月4日(金)までに町商工会へ申し込んでください。

なお、定員になり次第、締め切りとなります。

申込書類は、町商工会窓口で受け取るか町商工会の公式サイトからダウンロードできます。

■その他 =

全カリキュラム修了者には、町より各種支援策が受けられる受講証明書を発行します。



町商工会
公式サイトはこちら



★お問い合わせは、

町商工会 ☎:52-2226 にお願ひします。

◆高齢者安全運転支援事業(踏み間違い防止)を行っています

■事業内容 =

高齢運転者が安心して運転を続けられるよう、自己の所有する自動車(新車および中古車の購入時の設置は除く)に、後付け安全運転支援装置を設置する人に費用の一部を補助するものです。

(設置する前に、申請が必要です。)

■補助対象装置 =

①急発進防止装置

停止時または低速走行時でアクセルペダルを強く踏み込んだ場合に、急発進を防止する装置。

②ペダル踏み間違い時加速抑制装置

停止時または低速走行時に前方および後方の壁や車両を検知している状態でアクセルペダルを踏み込んだ場合に、急加速を防止する装置。

③ATワンペダル

アクセルとブレーキを一体化させた、1つのペダルに足を置いたまま操作する装置。足を右に傾けるとアクセル、踏めばブレーキとなり、アクセルをかけたままペダルを踏んだ場合でも、クラッチが外れてアクセルが効かなくなり急停車できる装置。

■補助対象者 =

- ①町内に住所がある自動車運転免許保有者で満65歳以上の人
- ②町税などを滞納していない人
- ③同じ年度に、同一世帯で本補助金の交付を受けていない人
- ④都城地区交通安全協会三股支部交通安全研修会に積極的に参加する人
- ⑤町および都城地区交通安全協会三股支部共催の高齢運転研修会などに積極的に参加する人

■補助対象経費および補助額 =

補助対象経費	補助金の額
急発進防止装置の装着に要する経費	取り付けに必要な費用の2分の1以内の額(ただし、制限運転者は3分の2以内の額)とし、5万円を上限とする。
ペダル踏み間違い時加速抑制機能装置の装着に要する経費	取り付けに必要な費用の2分の1以内の額(ただし、制限運転者は3分の2以内の額)とし、7万円を上限とする。
ATワンペダルの装着に要する経費	取り付けに必要な費用の2分の1以内の額(ただし、制限運転者は3分の2以内の額)とし、15万円を上限とする。

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。
補助対象経費は、国の「サポカー補助金」を差し引いた自己負担額となります。

■申請方法 =

「三股町高齢者安全運転支援事業補助金交付申請書」に、次の書類を添付して提出してください。

- ①見積書の写し
- ②申請者名義の自動車検査証の写し
- ③滞納のない証明書
- ④運転免許証の写し
- ⑤その他町長が必要と認める書類



◎制限運転をはじめましょう～みやこんじょ・みまたん安心安全運転～

制限運転とは、65歳以上の高齢運転者が自身の体調や運動能力を把握し、自動車を運転する時間帯や場所など自分自身で運転ルールを決め、守ることで交通事故の危険性を減らし、少しでも長く安全運転を続けようという取り組みです。

★お問い合わせは、総務課 危機管理係(2階 ②番窓口)

☎:52-1110(直通) お願いします。

◆「世界骨粗しょう症デー in 都城2024」が開催されます

10月20日は「世界骨粗鬆症デー」です。1998年に「国際骨粗鬆症財団」(IOF)と「世界保健機関」(WHO)が共同で骨粗しょう症と骨代謝障害の啓発を目的に制定されました。これに合わせ、「世界骨粗しょう症デー in 都城 2024」が開催されます。事前予約が必要ですが、誰でも参加できます。

- 日 時 = 10月3日(木) 午後1時～4時30分
- 場 所 = 都城市ウエルネス交流プラザ (都城市蔵原町 11-25)
- 内 容 = ○市民公開講座：午後2時～4時、ムジカホール 定員180人

1. 「延ばそう健康寿命！コツコツ骨活、ロコモ貯筋」
満安 隆之氏(小牧病院、理学療法士)
2. 「骨粗しょう症のお薬について」
給分 聡子氏(倉内整形外科病院、薬剤師)
3. 「骨粗しょう症治療中の歯科治療って大丈夫？」
永井 省二氏(永井歯科医院 院長)
4. 「いい骨、いい歯、いい薬」
小牧 亘氏(小牧病院、理事長)

○無料体験相談コーナー：午後1時30分～4時30分、
茶霧茶霧ギャラリー

- ①骨量測定体験 定員80人
- ②体組成計測量体験 定員80人
- ③お薬相談
- ④口腔ケア相談
- ⑤栄養相談

※①と②は参加予約時にお申し込みください。

○特典：参加者には景品をお渡しします。

- 料 金 = 無料
- 駐車場 = ウエルネスパーキング(駐車券を受付に出したら3時間無料)
- 主 催 = 都城市、都城市北諸県郡医師会、都城骨を守る会

★予約・お問い合わせは、
小牧病院 ☎:070-4690-7955 (平日午前8時30分～午後6時)
にお願いします。



◆家内労働(内職)情報をお知らせします

県の就職相談支援センター(家内労働相談窓口)では、家内労働の情報提供とあっせんを無料で行っています。



◎家内労働をお探しの人へ

ご希望の家内労働がありましたら、就職相談支援センターに気軽にお問い合わせください。電話での相談も受け付けています。

※仕事によっては細かい作業もあり、その他の求人条件が加わることがあります。

令和6年8月26日現在

仕事の内容	委託地域	工 賃
ソックスかがり、ニット帽かがり	三股町、都城市、 小林市内一部地域	1ダース12(24枚) 400円～450円
干支の置物の絵付けなど	三股町、高原町、 都城市内(要相談)、 小林市内一部地域	1個 10円～50円
部品組み立て、 部品外観検査(キズ汚れなど)	三股町、都城市	1個 0.3円～1.8円
婦人服のホック付け、 ボタン付け、しつけ縫い	三股町、都城市	30円～
自動車用ハーネスのサブ作り	A:三股町、都城市とその近辺 B:三股町、都城市	A・Bともに 1本 4円～20円
大島紬織り	三股町、都城市とその近辺	1反 2万円～4万5千円

◎事業所へ・・・内職委託の際にも、ぜひ当センターをご利用ください！

就職相談支援センター(家内労働相談窓口)では、無料の情報提供とあっせんを行っています。

★お問い合わせは、

都城就職相談支援センター(都城・小林地区)	
所在地	都城市北原町24街区21号 宮崎県都城総合庁舎1階 都城県税・総務事務所内
TEL/ファクス	25-0300
受付日	月曜～金曜(土曜、日曜、祝日は休み)
受付時間	午前9時～正午、午後1時～5時



にお願いします。詳しい情報は、 で してください。

◆心身障害者福祉手当の交付申請を受け付けます

「心身障害者福祉手当」は障がい者の社会活動の促進、生活意欲の向上や福祉の増進を図ることを目的に支給するものです。支給対象者や申請期限などの詳細は次のとおりです。

支給対象者	10月1日現在、身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている在宅の人で、次の①～⑤全てに当てはまる人 ① 老齢年金、障害年金、恩給など、 <u>公的年金を受給していない人</u> ② 児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、三股町心身障害児児童扶養手当の支給を受けていない人 ③ 町の住民となって6カ月を経過、かつ、在宅している人 ④ 障害基礎年金の受給資格を超える所得がない人 ⑤ 町税などの滞納がない人	
申請期限	10月31日(木)まで ※土曜・日曜、祝日を除く ※午前9時～正午、午後1時～5時で受け付けています。 ※入院などの理由で申請ができない場合は、期限までにご相談ください。	
申請場所	福祉課 社会福祉係(1階 ⑥番窓口)	
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・はんこ(認め印可、スタンプ式不可) ・身体障害者手帳または療育手帳 ・本人名義の通帳 ・滞納のない証明書 ※本人のもの。 ただし、18歳未満の場合は、扶養義務者(親など)のもの。	
支給額	身体障害者手帳1級～4級 または療育手帳の程度がAの人	1万円/年一回
	身体障害者手帳5級～6級 または療育手帳の程度がB1～B2の人	8,000円/年一回

★お問い合わせは、福祉課 社会福祉係(1階 ⑥番窓口)

☎:52-9061(直通)をお願いします。

◆令和6年度から介護給付費通知を廃止します

介護保険を利用した人に対して、どのような介護サービス(総合事業サービス)をどのくらい利用したかを年に2回(9月と3月)通知していた「介護給付費通知」について、国による事業の見直しがあったため、3月の通知をもって終了としました。

サービスの利用実績を確認する際は、各サービス事業所から交付される請求書などを使用してください。

■注意事項 =

既に発行している介護給付費通知は、医療費控除証明書として確定申告などには使用できません。各サービス事業所の領収書を使用してください。

★お問い合わせは、

高齢者支援課 介護高齢者係(1階 ⑦番窓口)

☎:52-9062(直通)をお願いします。



◆畜産農家の皆さんへ

毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です

新型コロナウイルス感染終息に伴う海外からの往来が増え、口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザといった家畜伝染病の発生の危険性が高まっています。これら家畜伝染病のうち、豚熱、高病原性鳥インフルエンザは、昨シーズン国内でも発生しており、発生農場の経営に多大な損失が発生しています。

畜産農家におかれましては、伝染病への防疫意識を高め、より一層の防疫強化をお願いします。

「今一度、発生予防対策の徹底と
畜産農家相互の注意喚起をお願いします」

《 次のことを守りましょう 》

- ① 長靴の履き替え
農場用と外出用の長靴を履き替えることで、長靴に付着したウイルスの侵入を防ぎます。
- ② 踏み込み消毒槽の設置と点検
踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。
- ③ 農場訪問者の記録と立ち入り規制
農場内への部外者の立ち入りを禁止するほか、畜産関係者や飼料運搬車など、農場に立ち入る人や車がいつ来たかを記録し、保存しておきましょう。
- ④ 早期発見・早期通報
家畜に異常が見られたら、すぐに獣医師または都城家畜保健衛生所（☎：62-5151）に連絡しましょう。

※消毒薬・農場訪問記録用紙は、町役場で配布しています。

★お問い合わせは、
農業振興課 畜産振興係(3階 ③番窓口)
☎：52-9088(直通) をお願いします。



◆「休日(土曜日)無料公証相談」を実施します

都城公証人役場では、毎月第4土曜日に無料相談所を開設しています。相談は無料です。秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

期 日	9月28日(土) 10月26日(土) 11月23日(土)
時 間	午前9時～午後5時
場 所	都城公証人役場 (都城市前田町15街区10の1号)
相談内容	遺言・相続・任意後見契約・尊厳死宣言・ 死後事務委任契約・金銭貸借契約・ 離婚給付契約などの公正証書作成に関する相談
相談員	公証人役場公証人

※事前予約が必要です。



★ご予約・お問い合わせは、
都城公証人役場 ☎：22-1804 をお願いします。

◆「行政相談」を実施します

行政相談は、国の行政全般について皆さんの意見、要望や苦情を聴いて、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行っています。

また、その解決や実現を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運営の改善に生かしています。

国の仕事、その手続きやサービスで困っていることはありませんか？

相談は無料、予約なしで気軽に利用できます。相談者の秘密は、固く守りますので、お気軽にご相談ください。

期 日	10月7日(月)	10月21日(月)
相談委員	やしき かずひさ 屋敷 和久	にしどめ ふみお 西留 文夫
時 間	午前10時～正午	
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」	

※相談委員は、変更になる場合があります。



★お問い合わせは、

総務課 行政係(2階 ②番窓口)

☎:52-1112(直通)をお願いします。

◆「人権相談」を実施します

いじめ・虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭内の問題(夫婦・親子・離婚・扶養・相続)、近隣トラブルや金銭貸借、借地借家、登記などの悩み事相談にも応じています。予約は不要ですので、お気軽にご相談ください。

※相談は無料です。

■特設人権相談 =

期 日	10月1日(火)
時 間	午前10時～午後3時
場 所	JR三股駅多目的ホール「M★ういんぐ」
相談委員	たけのうち すずこ、くろき まさひろ 竹ノ内 鈴子、黒木 正弘 ※相談員は、変更になる場合があります

■常設人権相談 =

日 時	平日の午前8時30分～午後5時15分
場 所	宮崎地方法務局 都城支局 (都城合同庁舎5階相談室)
相談委員	人権擁護委員・法務局職員

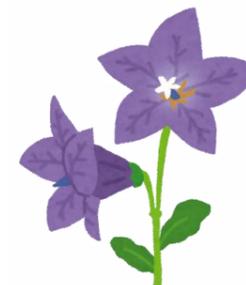
★お問い合わせは、

・特設人権相談 = 総務課 行政係(2階 ②番窓口)

☎:52-1112(直通)

・常設人権相談 = 宮崎地方法務局都城支局

☎:22-0490 をお願いします。



◆「消費生活無料法律相談」を実施します

町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターでは、次の日程で弁護士による「消費生活無料法律相談」を計画しています。町内に住む人が都城市で相談を受けることもできます。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

期 日	【三股町】 10月10日(木) 【都城市】 10月25日(金)
時 間	【三股町】 午後1時30分～4時30分 【都城市】 午後1時～4時
場 所	【三股町】 町福祉・消費生活相談センター(元気の杜内) 【都城市】 消費生活センター(都城市役所北別館2階)
内 容	消費生活上のもめ事や多重債務などの法律的な問題について、弁護士が考え方や解決方法などを助言します。 ※個人の秘密は固く守られます。
申込方法	<ul style="list-style-type: none"> ・相談内容を把握するため、必ず開催日の2日前までに事前相談、事前予約が必要です。 ・消費生活に関する法律相談です(個人間トラブル、相続、事業者からの相談等は対象外)。 ・日程は変更になる場合があります。 ・相談の詳細は、お気軽にお問い合わせください。

★お申し込み・お問い合わせは、
町福祉・消費生活相談センター ☎:52-0999
都城市消費生活センター ☎:23-7154
をお願いします。



◆「無料法律相談」を実施します



町社会福祉協議会では、毎月第3水曜日に「法律相談」を実施しています。

期 日	10月16日(水)
時 間	午後1時30分～4時30分
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
内 容	土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金銭面でのもめごとなど、法律上のさまざまな相談や悩みごとに対して、司法書士が適切に回答しますので、お気軽にご相談ください。 ※秘密は固く守られます。
申込方法	相談は 予約制 です。 人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で直接お申し込みください。

★お申し込み・お問い合わせは、
町社会福祉協議会 ☎:52-1246 をお願いします。

◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のさまざまな問題について相談を受け付けています。

また、電話での相談も行いますので、お気軽にご相談ください。

相 談 日	毎週月曜・水曜・金曜(祝日は除く)
時 間	午前9時～午後5時
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」

★お問い合わせは、
町社会福祉協議会 ☎:52-1246 をお願いします。